

東海岡山県人会会則

第1章 総則

(名称および目的)

- 第1条 この会は東海岡山県人会と称する。
この会は下記の第4条に定める会員同志が相互に親睦をはかり、又情報交換による更なる絆を強くし、啓発につとめるとともにこの会の行事に参加し、岡山県人としての自覚と責任を持ち、健康で明朗な生活の推進につとめることを目的とする。

(事業)

- 第2条 この会は第1条の目的を遂行するために、次の事業を行う。
- 1 岡山県、愛知県の産業文化の紹介とセミナー実施、観光分野での交流等、発展への協力を行う。
 - 2 会報の発行・配布
会員の情報交換と岡山県、愛知県の情報を広く伝える目的で「東海岡山県人会だより」を年1回以上発行する事とする。
 - 3 愛知県・名古屋市・広島県・山口県・鳥取県・島根県等との積極的な交流を図る。
 - 4 会員増強の為のPR活動、ホームページの更なる活用を行う。

(事務所)

- 第3条 この会の事務所を名古屋市中区上前津1丁目2番17号第二北川ダイヤビルに置く。

第2章 会員

(資格)

- 第4条 この会の会員は次の通りとする。
愛知、岐阜、三重の3県およびこれらに隣接する県（静岡県浜松地区等）に居住する岡山県出身者とその家族、および岡山県に縁故のある者、また岡山県在住経験者（以下広く岡山県人という。）のうち、入会の手続きを済ませたものを会員という。

(入会)

- 第5条 この会に入会しようとする者は所定の入会申込書により申し込み、役員会の承認を得たのちに会員の資格を取得するものとする。

(退会)

- 第6条 退会にあたっては各人がその旨を事務局に通知する。
又、行事への参加実績がなく過去3年間会費の納入が無い場合は事務局において自動的に退会処理を行う。

第3章 役員

(役員)

第7条 この会に次の役職を置く。任期は4年とし、再任されることができる。

1	会 長	1名
2	副 会 長	複数名
3	相 談 役	複数名
4	事 務 局 長	1名
5	幹 事	複数名
6	監 事	2名
7	顧 問	1名

(選任方法)

第8条 役員を選任方法は次の通りとする

- 1 会長、副会長、相談役および事務局長は、役員会において選任し、総会に報告する。
- 2 幹事は、会長が選任し、総会に報告する。
- 3 監事は、会長、副会長、相談役、事務局長および幹事以外の会員の中から、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(職務)

第9条 役員職務は次の通りである

- 1 会長はこの会の事務を総括し、この会の業務についてこの会を代表とする。また、対外折衝（愛知県、岡山県、岡山市他市町村への協力依頼及び東京、近畿岡山県人会との交流促進等）を行うことがある。
- 2 副会長は提言・助言を行うと共に主な行事（総会、新年会、全国県人会まつり、春日井まつり、ゴルフ部会、会員交流部会、青年部会）の企画立案、推進、評価を行う。
- 3 相談役は大所、高所から会長に対し提言、助言を行い、会長、各役員を補佐する。
- 4 事務局長は会長の命を受け、この会の運営に必要な職務を行う。
- 5 幹事は会長、副会長の命を受け、各行事の実行推進を補佐する。
- 6 監事はこの会の収支および財産の状況ならびに業務執行の状況を監査する。
- 7 顧問は経験を生かし、会の運営面について助言する。

第4章 会議

(総 会)

- 第10条 総会は毎年1回の定期開催のほか、会長が必要と認めた時に役員会の承認を得て臨時に開催することができる。
- 2 総会は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
 - 3 次に掲げる事項については、会長・副会長の了解を経て総会の承認を得なければならない。
 - 1 収支予算および事業計画
 - 2 収支決算および事業報告
 - 3 監事の選任
 - 4 会則の変更
 - 5 その他、この会の運営に関する重要事項

(役 員 会)

- 第11条 この会に役員会、トップ役員会、副会長会を置く。
- 1 役員会は原則として年2回開催し、会長・副会長・幹事より構成し収支予算および収支決算等総会に提出すべき事項について、協議決定する。
 - 2 トップ役員会は会長の諮問機関として、会長、副会長、相談役、事務局長および顧問により構成され、原則として年に1~2回開催する。
 - 3 副会長会は原則として3ヶ月に一度の割合で開催し、会の運営、イベント開催の準備・予算・実施方法について協議する。
 - 4 これらは、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
 - 5 この会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。ただし、賛否同数のときは、議長が決定する。

(担当と部会)

- 第12条 この会の事業を円滑に行うため、総括と各行事についての主な担当を定める。(総括運営担当・総会と新年会担当・ふるさと全国県人会まつり担当・春日井まつり担当)
- 並びに、主に副会長を責任者として役員で構成する部会(ゴルフ部会、会員交流部会、青年部会)を置く。
- これらは適宜、各責任者が招集する。

第5章 資産及び会計

(会計年度)

- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(会の運営費用)

- 第14条 この会の運営に必要な費用は、会員の会費、寄付金(広告宣伝料他)およびその他の収入によりまかなう。

(会費)

第15条 年会費は下記の金額とする。
但し必要に応じ、臨時会費を徴収することができる。

会 長	10,000 円
副 会 長	8,000 円
相 談 役	8,000 円
顧 問	8,000 円
幹 事・監 事	7,000 円
一 般 会 員	3,000 円

なお、年会費について事務局は4月初めに請求書を発送し、各会員は4月末までに納入するものとする。

付 則

(会則の変更)

第16条 この会則を変更しようとするときは、役員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(実施時期)

第17条 この会則は、平成29年 6月 17日から施行する。